

令和8年度外国人材適正雇用推進啓発資材作成等業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度外国人材適正雇用推進啓発資材作成等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和8年度外国人材適正雇用推進啓発資材作成等業務
- （2）委託業務の内容 外国人材の適正雇用の推進及び啓発に係る資材の作成及び配布  
委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3）実施期間 契約締結の日から令和8年5月29日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。当該仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項第6号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を、遅滞なく甲に提出しなければならない。

（適合の審査及び通知）

第7条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書の提出を受けたときは、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払い)

第8条 乙は前条の規定による通知を受けた後、甲に対し委託費を請求し、甲は乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(検査及び改善命令)

第9条 甲は、委託業務の実施について必要があると認めるときは、検査を行い、報告を求め、乙に対して業務の改善を命ずることができる。

2 乙は、前項の命令があったときは、甲の指示に従い速やかに改善しなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができるものとする。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(履行遅滞)

第12条 乙は、乙に帰すべき事由により、契約の履行が遅滞したときは、契約金額又は未履行分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する利率を乗じて計算した金額を遅滞賠償として甲に支払わなければならないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務を実施するに際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、天災その他不可抗力によるものと認められるときはこの限りでない。

(善良なる管理者の注意義務)

第14条 乙は、委託業務を実施する際には、この契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(権利の帰属)

第15条 委託業務に関する成果品の所有権その他一切の権利は甲に帰属するものとする。

(第三者への成果提供の制限)

第16条 乙は、委託業務の成果の全部又は一部を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の実施により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定の遵守に関し必要な措置を講じなければならない。

(帳簿等)

第 19 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(実地調査等)

第 20 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲からの委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 21 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙